

仕 様 書

- 1 件 名 産直たわわ自動餅つき機
- 2 納入場所 産直たわわ（酒田市法連寺字茅針谷地130番地の3）
- 3 納入期限 令和8年12月18日
- 4 内 容 自動餅つき機が経年劣化により動作不良となった。そのため、撤去処分し新たな餅つき機を設置する。

名 称	規格等	数量	単位	摘 要
自動餅つき機 ウス容量 搗上げ時間（切餅の場合） モーター3相 200V 機械寸法（W×D×H） ストローク（mm） 重量	0.75～3升 2.5～3分程度 キネ 1.5kw・ウス 0.4kw程度 700×900×1700 （+400）程度 450kg程度	1	台	本体 参考商品 渡辺工業(株) WK-202型
運送費		1	式	
既存餅つき機撤去処分費用		1	式	渡辺工業(株) WK-3型
電気接続工事費		1	式	
消耗雑材料	滑り止め措置等	1	式	
諸経費 試運転調整を含む		1	式	

※現行機器と同じ場所の設置に影響がない場合は、上記型式（WK-202型）との同等機種との取付も可とする。同等機種の取付を希望する場合は次の手続きによること。

- ① 別紙「同等品協議書」及び仕様や性能等の対比が可能な書類（比較書・パンフレット等）を添付の上、農政課に提出すること。
- ② 同等品と認定した場合、「同等品協議書」の確認欄に課長印を押印の上 FAX またはメールで返送する。

- 5 支払い 受注者は、納入した物品が検収に合格した後に発注者に請求書を提出するものとし、発注者は、適法な請求書を 受理した日から30日以内に契約金額を受注者に支払うものとする。
- 6 権利義務の譲渡等 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
- 7 注 意 受注者は、事故等が発生することのないよう安全対策に万全を期すこと。
- 8 その他 仕様書に定めのない事項については、発注者に確認すること。